

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令
規制の名称	行政手続における押印規制
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	厚生労働省労働基準局労災管理課
評価実施時期	令和2年11月
規制の目的、内容及び必要性	○ 本件は、厚生労働省関係政令(社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令(昭和28年政令第190号)第2条等)により、これまで本人確認等を目的として、これらの規定において「記名押印」又は「署名又は記名押印」を求めていたところ、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえて検討した結果、氏名を記載に改正し、氏名の記載のみで手続を可能とするものである。
直接的な費用の把握	○ 本規制緩和による新たな遵守費用及び行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	-
副次的な影響及び波及的な影響の把握	○ 本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の把握	-
代替案との比較	-
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	○ 本規制緩和から5年後に事後評価を実施する。